

確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する事務処理要領

平成18年5月29日

駐 対 第 6 0 4 号

警 察 本 部 長

確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する事務処理要領の制定について（通達）
道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）の施行に伴い、確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第14号）第7条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成18年6月1日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、確認事務の委託に係る法人の登録等手続に関する規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第14号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、確認事務の委託に係る法人の登録、適合命令、登録の取消し、立入検査等の手続の実施に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

第2 法人の登録等

1 登録申請等の受付

警察署長（以下「署長」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の8第1項の規定による法人の登録（以下「登録」という。）及び同条第6項による登録の更新の申請があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

- (1) 登録（登録更新）申請書（埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）別記様式第8の2）の記載事項に不備がないこと、登録（登録の更新）の申請等に関する添付書類一覧表（別表）に記載された必要書類が添付されていることなど形式的要件について確認すること。この場合において、添付書類の記載要領についての照会を受けたときは、別紙1（診断書）、別紙2（誓約書）及び別紙3（誓約書）を記載例として教示すること。
- (2) 形式的要件に不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求めると。
- (3) 形式的要件に不備がないと認めるときは、登録（登録更新）申請書に受理年月日及び受理番号を記載の上、当該登録（登録更新）申請書の写しを2部作成して1部を申請者に交付すること。この場合において、受理番号は、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）が管理する登録申請受付表（様式第1号）による番号とする。
- (4) 登録（登録更新）申請書の写し1部を警察署の控えとするとともに、登録（登録更新）申請書及び添付書類（以下「登録申請書等」という。）を、速やかに交通指導課長に送付すること。

2 登録等の上申

登録（登録更新）申請書等の送付を受けた交通指導課長は、次により各種照会を行い、

法第51条の8第3項及び第4項に掲げる要件の該当性について審査し、その結果を登録（更新）審査結果報告書（様式第2号）に取りまとめて、登録及び登録の更新に係る上申を行うものとする。

- (1) 身上照会については、本籍地の市区町村長に対し、身上調査照会書（様式第3号）により行うこと。
- (2) 日本国籍を有する者の前科照会については、本籍地を管轄する地方検察庁に対し、前科調査について（照会）（様式第4号）により行うこと。
- (3) 日本国籍を有しない者の前科照会については、東京地方検察庁に対し、前科調査について（照会）により行うこと。

3 登録等

交通指導課長は、前記2の上申の結果を得たときは、次より登録等を行うものとする。

- (1) 申請法人が、法第51条の8第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第4項各号のすべてに適合していると認められ、登録及び登録の更新が決定されたときは、登録簿（様式第5号）に登載するとともに、当該法人に対し登録（更新）通知書（規程別記様式第1号）により通知すること。この場合において、更新後の登録の有効期間の起算日は、旧登録が効力を失う日とすること。
- (2) 申請法人が、法第51条の8第3項各号のいずれかに該当し、又は同条第4項各号のいずれかに適合しないことから、登録及び登録の更新をしない処分が決定されたときは、当該法人に対し、登録（更新）申請に関する通知書（規程別記様式第2号）により通知すること。

4 登録簿の記載事項の変更

- (1) 署長は、登録を受けた法人から、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地について変更があった旨の届出があったときは、登録変更届出書（様式第6号）により受け付けるものとする。この場合において、変更の事実を確認するに足りる資料の提出を求めること。
- (2) 署長は、交通指導課長に通報するとともに、登録変更届出書の写しを2部作成し、1部を届出者に交付し、1部を警察署の控えにして、登録変更届出書及び変更の事実を確認するに足りる資料（以下「登録変更届出書等」という。）を速やかに交通指導課長に送付すること。

- (3) 登録変更届出書等の送付を受けた交通指導課長は、変更の事実と相違ないと認めるときは、登録簿にその旨を記載すること。

なお、届出の内容に齟齬（そご）がある場合は、届出をした法人に確認すること。

第3 適合命令

1 報告

交通指導課長又は署長は、登録を受けた法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、必要な調査を実施し、適合命令に係る意見を付した上、適合命令事案認知報告書（様式第7号）に疎明資料を添付して、速やかに交通部長を経て報告すること。

2 適合命令に係る手続

交通指導課長は、次により適合命令に係る手続を行うものとする。

- (1) 適合命令に係る弁明の機会の付与については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）に規定するところにより行うものとする。
- (2) 当該適合命令に係る適合命令上申書（規程様式第3号）及び弁明書により、その結果を交通部長を経て報告する。この場合において、公安委員会が適合命令の決定をしたときは、当該適合命令に該当する法人に対し、適合命令書（規程様式第4号）を交付する。
- (3) 適合命令に対する改善措置については、改善措置報告書（様式第8号）により報告を求める。

第4 登録の取消し

1 報告

交通指導課長又は署長は、登録を受けた法人が法第51条の10の各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要な調査を実施し、登録の取消しに係る意見を付した上、登録取消事案認知報告書（様式第9号）に疎明資料を添付して、速やかに（署長にあっては交通指導課長を経て）報告すること。

2 聴聞

- (1) 法人の登録の取消し処分に係る聴聞については、聴聞等に関する規則に規定するところにより行うものとする。
- (2) 聴聞等に関する規則第3条の規定による主宰者は、交通部聴聞官又は交通部交通指導

課の警部以上の階級にある警察官の中から交通指導課長が指定する者をもって充てるものとする。

3 処分の執行

交通指導課長は、公安委員会が法人の登録の取消し処分を決定したときは、当該法人に対して登録取消処分通知書（規程様式第6号）を交付するものとする。この場合において、登録簿の当該法人に係る備考欄に登録を取り消した旨記載すること。

4 警察庁及び他の都道府県に対する報告及び通報

交通指導課長は、法人の登録の取消し処分を行ったときは、道路交通法第51条の10の規定に基づく登録の取消しについて（様式第10号）により、速やかに警察庁及び他の都道府県に対し報告し、及び通報すること。

なお、他の都道府県警察から登録の取消しに係る通報を受けたときは、法第51条の8第3項第1号に該当するので、当該通報に係る書類を2年間保存すること。

第5 報告及び検査

1 報告の徴収

- (1) 交通指導課長は、法第51条の11第1項により、前記第2から第4までに規定する事務の遂行において必要と認めるときは、登録を受けた法人に対し報告資料要求書（規程様式第7号）を交付し、その業務又は経理の状況に関して報告を求めるものとする。
- (2) 交通指導課長は、登録を受けた法人に対し報告を求めたときは、その結果を報告書等徴収結果報告書（様式第11号）により、交通部長を経て報告すること。

2 立入検査の実施

- (1) 交通指導課長及び署長は、法第51条の11第1項により、前記第2から第4までに規定する事務の遂行において必要と認めるときは、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件の検査をするものとする。
- (2) 交通指導課長及び署長は、管轄区域内における登録の適正を図るため必要があると認めるときは、他の都道府県警察の管轄区域内に所在する事務所についても立入検査をすることができる。この場合において、当該他の都道府県警察と緊密に連絡を取り合うものとする。
- (3) 交通指導課長及び署長は、立入検査を実施したときは、登録法人立入検査実施結果報告書（様式第12号）を作成し、交通部長に（署長にあっては交通指導課長を経て）報告

するものとする。

3 実施時の留意事項

交通指導課長及び署長は、前記 1 (1)の報告の徴収及び前記 1 (2)の立入検査を実施する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) その必要性を吟味し、法の目的と関係のない事項に及ばないように、また、相手方に無用の負担をかけないように配慮すること。
- (2) 立入検査を実施する職員は、その身分を示す証票として警察手帳又は身分証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示すること。
- (3) 立入検査は、犯罪捜査として行うことはできないこと。

第 6 手数料

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成12年埼玉県条例第54号）に定める確認法人登録申請及び確認法人登録更新申請の手数料の納付については、確認事務に係る法人登録等手数料納付書（様式第13号）により行うものとする。

実施日

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日（平成19年9月19日交企第722号）

この通達は、平成19年9月19日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成20年11月28日務第3307号）

この通達は、平成20年12月1日から実施する。

実施日（平成24年7月6日務第1625号）

この通達は、平成24年7月9日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（令和元年12月13日交指第1820号）

この通達は、令和元年12月14日から実施する。

登録（登録の更新）通知書

（主たる事務所の所在地）

（ 名 称 ）

（ 代 表 者 の 氏 名 ）

殿

第1項に規定する登録
道路交通法第51条の8
第6項に規定する登録の更新
を行い、下記のとおり
登録簿に登載したので通知します。

登録（登録の更新） 年月日	年 月 日（ 年 月 日まで有効）
登 録 番 号	第 号

年 月 日

埼玉県公安委員会



- (注) 1 登録の更新は、登録の効力を失う日の6か月前から1か月前までの間に申請してください。
- 2 登録簿に登載された後、法人の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があった場合は、届出をしてください。

登録（登録の更新）申請に関する通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名)

殿

第1項に規定する登録
年 月 日付けの道路交通法第51条の8 の申請に
第6項に規定する登録の更新

ついては、次の理由により登録（登録の更新）をしないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

埼玉県公安委員会

印

照 会 先

〒

電話

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号 (第4関係)

交指第 年 月 日 号

埼玉県公安委員会 殿

埼玉県警察本部長

適合命令上申書

次の登録を受けた法人に対し、道路交通法第51条の9の規定による適合命令を行うことを上申します。

登録法人	ふりがな			
	法人の名称			
	ふりがな			
	代表者氏名			
	主たる事務所の所在地			
	登録年月日	年 月 日	登録番号	
適合命令該当条文	道路交通法第51条の8第4項第 号			
適合しない内容				
必要な措置				

様式第4号（第4条関係）
（表面）

埼玉県公安委員会指令丁第

号

適合命令書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

殿

道路交通法第51条の9の規定により、次の措置をとることを命ずる。

措 置

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

照 会 先

〒

電話

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第5関係）

交指第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

埼玉県警察本部長

登 録 取 消 処 分 上 申 書

次の登録を受けた法人が道路交通法第51条の10の各号のいずれかに該当すると認められるため、登録の取消し処分を上申します。

取消し対象法人	ふりがな			
	法人の名称			
	ふりがな			
	代表者氏名			
	主たる事務所の所在地			
	登録年月日	年 月 日	登録番号	
取消し該当条文	道路交通法第51条の10第 号			
取消しの理由				

登録取消処分通知書

（主たる事務所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 号）
を取り消したので、通知します。

理 由

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

照 会 先
〒
電話

(裏面)

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

(主たる事務所の所在地)
(法人の名称)
(代表者の氏名)

殿

埼玉県公安委員会

報告資料提出要求書

道路交通法第51条の11第1項の規定により、次の事項について報告を求めます。
なお、報告に当たっては、報告事項の疎明資料についても併せて提出願います。

記

1 報告を求める事項

2 報告を求める理由

3 報告期限

年 月 日

4 報告提出先

〒

電話

係

(注) 報告書等の提出がない場合は、道路交通法第51条の11第1項の規定により立入検査をすることがあります。